『宇津保物語』における「奏す」「啓す」の特殊用法（1）

——「奏す」と「申す」の意味的関係——

柚木靖史

はじめに

「奏す」は、国語辞書の説明として「言う」の謙譲語で、帝や院を行為の対象とする語とされる。また、「啓す」は、東宮や三宮（太皇太后、皇太后、皇后）を行為の対象とする語とされる。国語辞典の「奏す」「啓す」の行為の対象をまとめると、次のようである。

新編日本国語大辞典(1)…「奏す」天皇、上皇、法皇など
「啓す」三宮、東宮、貴人

角川古語大辞典(2)…「奏す」天皇、上皇
〈上皇の場合には「啓す」を用いた例もある〉
「啓す」三宮、東宮

旺文社古語辞典（改訂新版）(3)…「奏す」天皇・院
「啓す」太皇太后、皇太后、皇后、中宮、東宮、上皇など
〈天皇に対しては「奏す」という〉

岩波古語辞典（補訂版）(4)…「奏す」天皇、上皇
「啓す」皇后、春宮、院など

小学館古語大辞典(5)…「奏す」天皇・上皇（太上天皇、院、法皇）
「啓す」三宮、東宮
〈「啓す」に対する語〉

このように、国語辞典では、「奏す」は天皇・院（上皇・

法皇）を行為の対象とし、「啓す」は三宮や東宮を行為の対象とすると説明される。ただ、院（上皇、法皇）については、旺文社古語辞典や岩波古語辞典では、「奏す」の行為の対象だけでなく、「啓す」のほうにも掲げられている。
「啓す」の行為の対象が、院（上皇、法皇）に用いられるのは、知られている限りでは、『宇津保物語』のみである。このことについて、小学館古語大辞典（「奏す」語誌）に次のように説明される。

> この「奏」を音読してサ変動詞化したのが「そうす」で、対象が天皇や上皇に限定されている。そこで、皇后や皇太子を対象とする「啓す」とともに絶対敬語と呼ぶこともある。なお、上皇（院）に申し上げる場合を「啓す」という例が、『宇津保物語』の特に楼の上の上の巻にみられるが、これはむしろ特殊な用法で、同物語でも、他の巻には「院に奏す」の用例があり、源氏物語や平家物語などでも、院には「奏す」を用いていて「啓す」を用いた例はみられない。

　このように、小学館国語辞典では、「奏す」「啓す」が、定まった対象に使われる点から絶対敬語と呼ばれることがあるとし、その点からすると『宇津保物語』にみられる院を対象とする「啓す」は特殊な用法であると説かれる。

　実際に『宇津保物語』における「啓す」は22例認められ、そのうち楼の上を中心に17例が院に対して使われ、4例が東宮、1例が皇后に対して使われている。このように、『宇津保物語』での「啓す」は、院に対して使われた例の数が、東宮や三宮に使われた例に対して優勢を占めていることから、他の作品とは「啓す」の使われ方が異なっているといえる。また、「奏す」についても、国語辞書の説明では、対象を天皇や院とするが、『宇津保物語』では、東宮に対して使われた例も見られる。この「奏す」もまた、他の作品とは使われ方が異なっているといえる。

　院を対象とするとき、他の作品では「奏す」が使われるが、『宇津保物語』では、「奏す」の他に「啓す」も使われ、また、東宮を対象とするとき、他の作品では「啓す」が使われるが、『宇津保物語』では、「啓す」の他に「奏す」も使われるということは、つまり、「奏す」「啓す」の対象が、『宇津保物語』では、重なるところがあるということを示している。このような、『宇津保物語』にみられる「啓す」や「奏す」の、他作品とは異なる使われ方を、ここでは、ひとまず、小学館国語辞典の記述に倣い、特殊用法と呼ぶこと

とする。

本稿および続稿では、『宇津保物語』における、「奏す」「啓す」の特殊用法について、「申す」も考察の対象に加えながら、三語の意味的関係について検討することを目的とする。

紙面の都合により、まず、本稿では、『宇津保物語』における「奏す」と「申す」について中心にみていくことにし、続稿では、「啓す」と「申す」について中心にみていくこととする。

さて、「奏す」については、帝や院を対象とするという点で、平安時代から時代を下って通覧しても、その対象が比較的安定していることは、拙稿において先に述べたところである。[6]

「奏す」が帝や院を対象とする例は、管見に入った限りにおいて、『宇津保物語』での東宮に対して使われた例と、『問はず語り』での斎宮に対して使われた例のみである。このような状況から、『宇津保物語』や『問はず語り』の「奏す」の使用例は、誤った使い方とされたり、不審という説明がされたりしてきた。

本稿では、『宇津保物語』の「奏す」の特殊用法をとりあげ、個々の用例を吟味しながら、「奏す」の本来の意味について考えてみたい。

『宇津保物語』における「奏す」の用法を解くためには、院や東宮に対して申し上げるときに使われる他の語、すなわち「申す」や「啓す」との比較が不可欠となろう。したがって、本稿及び続稿では、「奏す」「啓す」「申す」が、行為の対象を同じくする場合について、これら三語の使われ方の違いについて考え、そこから『宇津保物語』の「奏す」「啓す」の特殊用法の特質について明らかにしたい。

なお、先行研究としては、『源氏物語』を対象として「奏す」「啓す」「きこゆ」「申す」について考察された江川（一九八四）[7]がある。そこでは、「奏す」について、「『聞ゆ』『聞えさす』が用いられる場合は申シ上ゲルとは言ってもかなり私的な、主体と客体とが公的職務などということを離れて、ナマの人間対人間として接していることが多いという事実を見出した。また、『申す』については『奏す』と同様に公的な面があり、『奏す』との間に差を見出せなかった」（104頁）とされる。このように、「奏す」が公的な性質を帯びた語であることについては、首肯されるところであり、本稿においてもこの点については確認していきたい。ただし、公的ということの内実については、「奏す」が使われた会話例をもとに、さらに検討を加えたい。また、本稿

では、江川氏が「差を見出させなかった」とされた、「奏す」と「申す」の関係についても、考えてみたい。

一　帝や院を行為の対象とする「奏す」「申す」

「奏す」と「申す」の意味用法上の違いを、両者の比較という方法でみるためには、できるだけ条件を同じにして考察することが有効であろう。そこで、ここではまず、会話文の用例にしぼり、さらに、「行為の主体」と「行為の対象」が、「奏す」「申す」ともに同じ例をとりあげ、比較していきたい。ここで、会話文の例を取り上げた理由は、会話は、話し手が聞き手をどのように意識しているかという観点からみることができるが、地の文の場合は、『宇津保物語』の作者と読み手の関係においてみることになる。作者と読み手の関係を捉えることは、なかなか難しい。読み手という存在が複数であり、特定できないためである。これに対して、会話の場合は、話し手が誰であり、聞き手が誰であるか、またその関係はどのようであるかという点を、捉えやすい。

したがって、「奏す」と「申す」の使われ方に、話し手の聞き手に対する何らかの意識が認められるかどうかを確認するためには、まずは、地の文よりも会話文の例を考察することが方法として有効だと考えられる。そこで、本稿では、まず、会話文を考察の対象に据えた。

なお、ここでいう「行為の主体」とは、例えば、「AがBに奏す」におけるAの人物を指し、「行為の対象」とは、Bの人物を指す。

(1)　行為の主体が「あて宮」の場合

「奏す」と「申す」が、ともに、あて宮を行為の主体とし、帝を行為の対象とする例について検討する。以下、用例の本文は『新編日本古典文学全集』(8)による。傍線やかっこ書きで示した話し手は、説明の都合上、私に施した。

【「奏す」の例】

1　修理大夫驚きて「何のゆゑにか、女御さ奏せしめたまひけむ。」(全集3　国譲下　360頁8行目)

【「申す」の例】

2　(あて宮)「さばかりだに仰せられたらば、これにまさりたらむ職にも申しなしてむ」(全集3　国譲中　245頁6行目)

3　（兼雅）「かの女御こそ、たびたび申されけれ。」（全集3　国譲下　360頁5行目）

4　（兼雅）「せちに申されければ、ぬしを申しなされけるとぞ聞きしか」。（全集3　国譲下　360頁6行目）

まず、用例1の「奏す」について検討する。

忠保は、長年、不遇で、宮中に出仕できないでいたが、女御あて宮の帝への進言により、修理大夫に任官された。1の例は、自分が任官を受けたいきさつを右大臣兼雅から聞いて、その驚きを忠保が右大臣兼雅に語る場面である。

　用例1の「奏せ」の主語は、女御あて宮であり、行為の対象は帝である。「奏せ」の伝達内容は、「任官に関する推薦」である。

　1の例の話し手は、修理大夫忠保で、聞き手は右大臣兼雅である。修理大夫忠保は源仲頼の妻の父にあたる。源仲頼は、右大臣兼雅の妻の兄にあたる。このように、話し手である忠保と兼雅は、身内同然の関係にある。しかしながら、1の会話は、身内の間で交わされる私的な会話ではない。話し手忠保は兼雅を、右大臣として政務を司る人物であると意識している。1の直前の忠保の言葉には、「明王の出でおはしまして、かくまかり浮かびたる悦びを、すなはち奏せむと思ひはべりつれど、かくのごと払底しはべりつるほどに、今までになりにはべりにけり」（全集3　359頁13行目）とあるように、長年、世間に埋もれて不遇であった忠保は、任官の御礼を帝にどのように奏上すべきかということについて、宮中での政務に秀でた右大臣兼雅に伺いを立てているのである。ここでの忠保と兼雅の会話は、忠保にとっては、兼雅を宮中で政務を司る人物であると意識し、自ずと会話は公的性を帯びると考えたために、より丁重な表現を志向した結果、女御あて宮から帝への「任官の推薦」を「奏せ」という言葉で表現したのであろう。

　これに対して、用例2・3・4の「申す」について検討する。

　用例2の「申し」の行為の主体は東宮女御あて宮で、行為の対象は帝である。伝達内容は、「任官の推薦」である。東宮が、あて宮からの返事を受け取ることができなかったという理由で、蔵人これはたの職を解いたならば、これはたを蔵人より高い地位にするよう帝に進言しようというのである。「任官の推薦」という伝達内容は、先の1の「奏せ」の例と同じである。したがって、伝達内容によって、「奏す」と「申す」が使い分けられていないことが分かる。

　用例3の「申さ」の行為の主体は、女御あて宮で、行為

の対象は帝である。用例3は、先にあげた用例1の「奏せ」の例の後に続く場面である。伝達内容は、「任官の推薦」である。用例1と同じく、女御あて宮は忠保を修理大夫にするよう任官を帝に推薦したという伝達内容である。用例1と用例3を対比させても、「奏す」と「申す」が、単に行為の主体と行為の対象の関係や、伝達内容の違いによって、使い分けられていないことが分かる。

用例4は、用例3に続く兼雅の会話である。ここでの「申し」の行為の主体と行為の対象の関係、伝達内容は、用例2と同じである。

このように、「奏す」と「申す」は、単に行為の主体と行為の対象の関係や伝達内容によっては、使い分けられていないことが分かる。

私は、会話文中で使われた「奏す」と「申す」は、話し手が聞き手をどのように意識するかによって使い分けられているのではないかと考える。先の用例1の「奏す」の例では、話し手が聞き手を、政務を司る人物と意識し、私的で和やかな会話ではなく丁重な会話が必要であると考えたために、「奏す」が使われたのではないだろうか。そこで、次に、「申す」の例を、話し手と聞き手の関係からみてみよう。

用例2は、話し手が東宮女御あて宮で聞き手が蔵人これはたである。蔵人これはたは、あて宮の乳母である兵衛の弟であるから、あて宮とは身内同然の親しい間柄であると考えてよい。この場面、蔵人これはたは、「これはたの蔵人召して、御文賜ひて、『これ、前々のやうにならば、さらにな参りそ。候はせじ。』」（全集3　243頁15行目）とあるように、蔵人これはたは東宮の使者として東宮女御あて宮のもとに遣わされたのである。このような蔵人これはたに対して、あて宮は、これはたを東宮の使いとしてよりも、乳母の弟という立場で遇している。「さばかりだに仰せられたらば、これにまさりたらむ職にも申しなしてなむ、」（全集3　245頁5行目）というあて宮の言葉は、これはたを、身内として遇した言葉である。里下がりをしている東宮女御あて宮としては、実家である正頼邸に来訪したこれはたを、わが身内と意識し、気心の知れた相手との私的な会話だと意識したために、「奏す」ではなく「申す」が使われたとみたい。

用例3の「申さ」、用例4の「申し」の、話し手は右大臣兼雅で、聞き手は仲頼の義理の父にあたる修理大夫忠保である。右大臣兼雅にとって忠保は、妻の兄の父にあたるから、身内といってよく、お互い親しい間柄であるといえる。

したがって、仲頼の父忠保も、兼雅にとっては、身内同然の間柄であるといえよう。

この場面では、以下に示すように忠保を修理大夫に任ずるよう帝に推薦するという同じ伝達内容でありながら、修理大夫忠保から右大臣兼雅への会話では「奏せ」が使われ、右大臣兼雅から修理大夫忠保への会話では「申さ」「申し」が使われている。

右のおとど、「げにいとあやしう沈みたまへるを、いかに思はれつらむ。この御悦びは、兼雅らにはのたまはじ。東宮の女御になむ、返す返す申さるべき。かの女御こそ、度々申されけれ。異人あまたあり、かの御はらからの左大弁、かけて仕うまつらむと、せちに申されけれど、ぬしを申しなされけるとぞ聞きしか」。修理大夫驚きて、「何のゆゑにか。女御さ奏せしめたまひけむ。（後略）」（全集3　360頁2行目～8行目）

右の例の「申さ」「申し」で表現した右大臣兼雅は、修理大夫忠保を身内として意識し、会話を私的なものとして捉えているのに対し、「奏せ」で表現した修理大夫忠保は、聞き手である兼雅を、右大臣として政務を司る人物と意識し、兼雅との会話を丁重にしようと志向していると考えられる。

以上のように、「奏す」と「申す」の使われ方は、まず、「行為の主体」と「行為の対象」の関係の違いに求めるのは難しいことが分かった。「奏す」「申す」いずれにも、「行為の主体」が女御あて宮で、「行為の対象」が帝という例があるからである。また、伝達内容の違いに、「奏す」と「申す」の使われ方の根拠を求めることも難しいことが分かった。「任官の推挙」という同じ伝達内容であっても、「奏す」と「申す」がともに使われているからである。

一方、話し手と聞き手の関係をとおして、「奏す」と「申す」の使われ方をみた結果、両者の使われ方には違いがみられた。すなわち、話し手が聞き手を政務を司る人物と意識し、会話を丁重にしようと志向するときには「奏す」が使われ、話し手が聞き手を身内として捉えた私的な会話のときには「申す」が使われているのではないかとみられるのである。そこで、以下、「行為の主体」と「行為の対象」を同じくする、「奏す」「申す」の他の例についても、同様の視点から検討していくこととする。

(2)　行為の主体が「忠こそ」の場合

ここでは、「忠こそ」を「行為の主体」とする例について、

「奏す」と「申す」の使われ方について確認したい。

【「奏す」の例】

5　「このおとど、帝傾けたてまつらむと奏して、流させたてまつりて、つつむことなくて責めいはむ」となむいひたばかるなる。（全集1　忠こそ　230頁5行目）

6　「君やは忠こそが帝にかう奏したるやうに告げたまはぬ」（全集1　忠こそ　230頁10行目）

7　「よろづのこと、忠こその奏するままになむ。」（全集1　忠こそ　230頁13行目）

8　「おのが親の上をかく申すまじけれど、罪あるとき、命をも取らるるものなればなむ、かかることのよしを奏するなり。」（全集1　忠こそ　231頁9行目）

9　「忠こそまろが制に従ふべくもあらねばなむ忍びて奏する」（全集1　忠こそ　231頁14行目）

10　「千蔭が上に災ひなることを奏しはべりつるとなむうけたまはりし」（全集1　忠こそ　244頁4行目）

11　「山にまかり籠りしは、父、剣をもちて殺害すとも、汝が罪をば咎めじとまで申しはべりしを、かの朝臣労るところありて参らずはべりしころ、許されぬ暇を奏してまかり出でてはべりしに、にはかに許さぬ気色見えはべりしかば、親を害する罪よりまさる罪や侍らむと、魂静まらずして、すみやかにまかり籠りて、山林を住みかとし、熊狼を友とし、木の実松の葉を供養とし、木の葉、木の皮苔を衣として、年ごろになりはべりぬ」と奏す。（全集1　吹上下　524頁12行目）

12　「宮仕へしはべりしほどに、いふいふことのありしを、そのこと便なかりしかば、聞かぬやうにて侍りしに、怨じたるにやありけむ、親にあやしきことを申しけるを、え知らで思ひたまへ嘆きしを、不意に異様にて会ひて侍りしに、などかくはなりにたるぞ、と問ひはべりしかば、継子なりし人のために、親の宝とする帯を取り隠して、これを売らすといひ、帝傾けたてまつらむとすと奏しけり、となむ聞かせはべる、と申ししを、山伏の上に聞きなしはべりて、その日、つひに後のことまで、先つ頃知りはべりにき。」（全集3　国譲中　186頁9行目）

【「申す」の例】

13　「おのが親の上をかく申すまじけれど、罪あるとき、命をも取らるるものなればなむ、かかることのよしを奏するなり。」（全集1　忠こそ　231頁9行目）

14　「かくなむと朝廷に申さまほしけれども、許さるるまじけ

れば、あらはれたる師にはえなむつくまじくはべるを、御弟子にやはなしたまはぬ」といふ。（全集1　忠こそ238頁2行目）

まず、「奏す」の例からみていく。

用例5から用例12は全て、行為の主体は忠こそで、行為の対象は帝である。

用例5、6、8、9、10の伝達内容は、「大臣千蔭の帝への謀反」である。7の伝達内容は「よろづのこと」とあるだけで、内容は特定できないが、宮中で政務を司る臣下から帝への進言であるから、公的な内容であると言える。11の伝達内容は、「宮中退出の願出」である。この例も、公的な伝達内容である。

次に、話し手と聞き手の関係をみてみる。

用例5は、話し手と聞き手が殿上童忠こそで、聞き手がその継母である。用例6は、話し手が忠こその継母で、聞き手が少将祐宗である。用例7は、話し手が少将祐宗で、聞き手が殿上童忠こその継母である。用例8の話し手は忠こそで、聞き手は帝である。用例9も、用例8の話し手と聞き手と同じである。用例10は、話し手が右大臣千蔭で、聞き手が帝である。用例11は、話し手が僧忠こそで、聞き手が院である。用例12は、話し手が阿闍梨忠こそで、聞き手が大将仲忠である。

まず、用例5からみていこう。話し手と聞き手の関係は、子と継母である。この継母とは、忠こその父千蔭の北の方である。千蔭の訪れが遠のいていた千蔭の北の方は、忠こそに言い寄ろうとするが相手にされない。そこで、北の方は、千蔭親子の失脚を画策する。先の夫、故忠経の甥である少将祐宗をそそのかして、忠こそが父を失脚させようとしていることを、千蔭に伝えさせるのである。大臣千蔭が謀反を企てているという内容は、事実ではなく、継母が作り上げた嘘である。忠こそが、継母に言い寄ろうとしているという、継母が祐宗に伝えた内容も嘘である。嘘ではあるが、継母は、わが子忠こそが、自分に親しく言い寄ろうとしているという印象を祐宗に与えている。このような親しい私的な会話の中で、「奏す」が使われるのはなぜであろうか。

用例6の話し手である継母と聞き手である祐宗との関係は、継母の元の夫の甥であるから、身内も同然である。忠こその継母にとって、祐宗は、自らの画策に利用できる唯一の人物であり、継母は、「昔は、むつましき者には、君をこそ頼み聞こえしか」（全集1　228頁6行目）とも述べてい

る人物である。話し手である継母は、祐宗を利用するために、祐宗に対してことさら親しみを込めた発言をしている。

用例7の話し手である祐宗にしても、聞き手である忠こその継母に対しては、身内同然の親しい存在であると考えていることは同様である。祐宗は、「はなはだかしこし。年ごろも、宮仕へなども忙しくはべるうちに、仰せもなければ、かしこまりてなむ昔のごともさぶらはぬ」（全集1 228頁10行目）と、述べている。

用例8、用例9の話し手である忠こそと、聞き手である帝は、殿上童と政務を司る最上位者という関係である。ただし、この忠こその発言も、継母によって作られた嘘の発言のなかでの引用で、架空のものである。

用例10の話し手である大臣千蔭と聞き手である帝についても、臣下と政務を司る最上位者という関係である。この会話は、大臣千蔭と帝との間で、実際にかわされた会話である。

用例11の話し手である忠こそと、聞き手である帝についても、臣下と政務を司る最上位者という関係である。

用例12の阿闍梨忠こそと、聞き手の大将仲忠についても、無位無冠である忠こそは、大将である仲忠に対して、政務を司る人物であると意識していたであろう。

このように、用例8から用例12までは、話し手が聞き手のことを、政務を司る人物であると明確に意識し、会話を丁重に行おうとした場面であるといえる。

しかしながら、用例5から用例7については、話し手と聞き手の関係は、いずれも身内同然の関係であるから、話し手は会話の表現を丁重にする必要はない。

ここで、継母の虚言と関わって使われたこれらの「奏す」についてみておきたい。用例5、6、7を、話し手と聞き手の関係でみるならば、継母と祐宗とは、過去は疎遠であったとしても、いまは身内同然の親しい関係として、継母は祐宗に対しようとしていることが伺われる。それにも関わらず、「奏す」が使われていることは、先に、話し手が聞き手を政務を司る人物と意識し、政務の一環として公的な会話を丁重にしようとするときには「奏す」を使われるとしたことと合わないようにみえる。この点を、どう考えればよいのであろうか。

私は、この点を考えるとき、この会話の部分がすべて、継母の虚言に基づいていることに注目したい。この箇所は、宮中における政務とはかけ離れた場所にいる継母が、あえて「奏す」を使うことにより、自らがねつ造した、「千蔭の謀叛」という内容に、異質な丁重さをことさら創出しよう

としたのではなかったかと考える。この一連の場面の「奏す」は、身内同然の親しい間柄での私的な会話では、使われにくいはずの「奏す」を使うことによって、嘘の発言を、もっともらしく見せようとした、忠こその継母の意図が表れているのではなかろうか。

この一連の箇所をさらに細かくみると、「奏す」の他に、「申す」も使われている。

（忠こその継母）「親にのたまはむやうは、『おのが親の上をかく申すまじけれど、罪あるとき、命をも取らるるものなればなむ、かかることのよしを奏するなり。父の大臣なむ、忍びて后の宮にさぶらひたまひけるを、かうて心よからず、帝傾けたてまつらむと騒ぎはべるめる。しかあらむとき、忠こそらを尋ねらるまじきものなり。大臣も心は遣ふものなりける。忠こそまろが制に従ふべくもあらねばなむ忍びて奏する』」（全集1 231頁8行目～231頁15行目）

ア「申す」イ「奏する」ウ「奏する」は、すべて忠こその継母から少将祐宗への会話文中で使われ、二重鉤括弧は、少将祐宗から千蔭に伝えるべき内容を継母が指南している部分である。指南した内容は、子である忠こそが父の千蔭を失脚させようとしているという嘘のものである。イウの「奏する」の使用において、継母は、話し手である忠こそが、聞き手である帝をあたかも意識しているかのように嘘の内容をねつ造している。アの「申す」の箇所も、イウの「奏す」と、行為の主体や行為の対象、さらには伝達内容も同じであるから、「奏す」を使用してよいところである。この点、継母のねつ造した言葉には、「申す」と「奏す」の使用に一貫性を欠いている。忠こその継母が作り上げた忠こその讒言の言葉において、「申す」と「奏す」の使い方に乱れが生じていることは、忠こその継母の策略の拙さ、思慮の浅はかさを露呈していることを示しているといえないだろうか。また、この「奏す」と「申す」の使用の一貫性の無さからは、奏上という行為とは無縁な世界にいる継母の特質が浮かび上がるともいえよう。さらに言うならば、物語作者からすれば、「奏す」と「申す」の使い方の混乱を作りだすことによって、忠こその継母である一条北の方や、それにだまされる祐宗を矮小化して、読者に提示しているとも捉えることが出来るのではないだろうか。それは、また、「奏す」の公的性格が背景にあってはじめて成り立つ、表現効果であるともいえよう。

用例10の「奏す」は、聞き手である帝を意識した使い方であるとみてよい。「内よりおとど召す」（全集1　242頁7行目）とあるように、宮中で帝を眼前にしての公的な会話である。

用例11の「奏す」も、話し手である忠こそが、聞き手である帝を意識した使い方とみられる。「帝、限りなくあはれと思し召して、御階に召し寄せて」（全集1　524頁9行目）とあるように、帝の眼前での公的性を伴う厳かな会話での使用例である。

用例12の「奏す」は、話し手である律師忠こそが聞き手の右大将仲忠を意識した使い方であるとみられる。忠こそと仲忠の関係は、「宮の中などにては対面賜はれど、そのことなくては、え取り申さぬことをなむ。さるは、むかしより心ざし侍れど、自然に怠る」（全集3　183頁5行目）とある仲忠の言葉や、「山伏もいかでかと心ざし侍れど、殿の仰せ言賜はらぬを嘆きはべるに、たまたま仰せ賜へれば」（全集3　183頁7行目）とある忠こその言葉から分かるように、お互いは日ごろから親しく付き合っているという間柄ではない。この場面、仲忠は妻の女一の宮の不調を祈祷してもらうために、「ここにも、数に思さねばや、訪はせたまはざらむ、と思ひたまへるに」（全集3　183頁10行目）と思いながらも、忠こそを私邸に招き入れたのである。また、律師忠こそから仲忠に対する行為としては、「律師参りたまへり」（全集3　182頁7行目）「律師は、綾の装ひいと清らにて参りたまへり」（全集3　182頁12行目）「申したまふ」（全集3　183頁9行目）「参上りたまへ」（全集3　184頁9行目）「参りたまふ」（全集3　184頁10行目）「申したまふ」（全集3　187頁5行目）などとあり、律師から仲忠への行為に対して謙譲表現が使われている。このような敬語の使われ方から見ても、この場面は、律師忠こそは、右大将仲忠を、宮中に仕え、政務を司る人物であると意識して、会話しているとみるべきであろう。

次に「申す」の例を、話し手と聞き手の関係を中心にみていく。

用例13については、先に説明したのでここでは省く。

用例14は、北の方の策略を受け、遁世を志して宮中を退出した忠こそが、行ひ人に出会う場面で使用された例である。話し手は忠こそで聞き手は行ひ人である。行為の主体は忠こそで、行為の対象は帝である。伝達内容は、「出家遁世の願い」である。

さて、話し手である忠こそは、この行ひ人をどのように、意識しているであろうか。「いとになき行ひ人なりけりと見

て、忠君伏し拝みたまふ」（全集1　236頁15行目）とあるように、忠こそは、千蔭邸に食を求めて来た行ひ人を尊んでいる。さらに、忠こそは、行ひ人から、食を絶っている事情を聞き、「冬の装束一領を、いと小さくたたみて、みづから持て出でて賜ひ」（全集1　237頁11行目）とあるように、御童子に贈り物をする。その後、忠こそは、行ひ人の弟子にさせてほしいと懇願するのであるが、忠こそから行ひ人への会話をみると、「幼くより行ひの道に心進みてなむはべる」（全集1　237頁15行目）のように丁寧表現が使われ、「御弟子にやはなしたまはぬ」（全集1　238頁4行目）「などかくはのたまふ」（全集1　238頁8行目）のように、行ひ人の行為に対して尊敬表現を使っている。忠こそは、眼前に現れた行ひ人に対して、尊敬の念を抱いているが、「あらはれたる師にはえなむつくまじくはべる」（全集1　238頁3行目）とあるように、高僧とみているわけではない。一方、行ひ人も、「山伏見て、これはいとかしこき人かな。家の子なるべしと思ふに」（全集1　237頁4行目）とあるように、忠こそが元殿上童で、帝の寵愛を受けていたことを知らない。忠こそと行ひ人は、この場面、互いが、宮中での政務とは無関係に、親しく、私的な内容について語りあっているとみるべきである。

以上、忠こそを行為の主体とし、帝を行為の対象とする「奏す」と「申す」の使われ方についてみてきた。一条北の方の作為的な会話文において、やや他とは異なる「奏す」と「申す」の使われ方は存するものの、話し手が聞き手を宮中で政務を司る人物であると明確に意識し、公的な会話を丁重に進めようとするときには「奏す」が使われ、話し手が聞き手を身内として捉え、会話を私的に親しく進めようとするときには「申す」が使われるという特徴は、ここでもやはり、見出だすことができた。

(3)　行為の主体が「仲忠」の場合

次に、「行為の主体」が仲忠で、「行為の対象」が帝の場合の、「奏す」と「申す」の使われ方についてみていく。

【「奏す」の例】

15　仲忠、「深くは知りたまへざりつれども、はた奏したらむ、こよなくあらずや侍らむ」（全集2　内侍のかみ　198頁2行目）

16　「とく承りて、身に堪へぬべきことならば、仕うまつり、堪へぬことならば、そのよしを奏しはべらめ」（全集2　内侍のかみ　226頁6行目）

17　大将、「見たまへしすなはち奏すべく侍るを、かの書の序にいひて侍るやうにも、（後略）」（全集2　蔵開上　437頁13行目）

18　「それに慎みて、今まで奏せで侍りつる。」（全集2　蔵開上　438頁4行目）

【「申す」の例】

19　「よし、それはさもあらむ。やむごとなき朝臣として、移し伝へたる人なしや。絶えてなしと申さじばかりにはありもしなむ。（後略）」（全集2　内侍のかみ　231頁1行目）

20　「これをなむかの朝臣に『今宵のいひごとの数に仕うまつれ』とものしつれば、『おもとに聞こえよ』と申されつる。」（全集2　内侍のかみ　246頁1行目）

用例15の話し手は宰相中将仲忠で、聞き手は帝である。ただ、この場面は、宮中における相撲の節会の場で、兵部卿の宮や右大将兼雅、左大将正頼ら、高位の臣下達も列席しているので、彼らもまた聞き手であると考えてよい。このようななか、発話された仲忠の言葉は、聞き手を宮中で政務を司る人物であると意識し、公的な会話として丁重に進めようとしていると考えてよかろう。

用例16の話し手は、用例15と同じく、宰相中将仲忠で、聞き手は帝である。帝と仲忠は宮中で賭碁を行い、賭碁に負けた仲忠は、帝から、仲忠の母が帝の前で琴を演奏することを要求される。この場面は、仲忠と帝二人が、宮中で親しく碁を打っており、両者は極めて親密な関係のように見える。しかし、臣下である仲忠は、聞き手である帝を、あくまでも政務を司る最上位の人物と意識して応対している。次に挙げる用例21から25に示すように、この賭碁の場面の地の文で、『宇津保物語』の作者は、仲忠の帝への言上の行為をすべて「奏す」を使って表現している。これは、この宮中での帝と仲忠の賭碁の場面が、基本的には、政務を司る役職という立場にいることを意識し、公的な場所での臣下と最上位者の会話として設定されていることを示している。

21　仲忠奏す、「異仰せ言は、身をいたづらになさむ。蓬莱、悪魔国に不死薬、優曇華を取りにまかれと仰せらるとも、身の堪へむに従ひて承らむに、さらにこの仰せごとなむ、かかる所々に遣はさむよりも難き仰せごとなる」と奏す。（全集2　内侍のかみ　226頁14行目）

22　仲忠、「さては、向かふこと難き蓬莱には侍らざりけり。ただ不死薬なむ、かれはべりにける」と奏す。（全集2　内侍のかみ　229頁5行目）

23　仲忠、「近きまもりに、童男丱女こそ候へ」と奏す。（全集2　内侍のかみ　229頁6行目）

24　仲忠、さらにえ仕うまつるまじきよしを奏し、この心の詩を作りて御覧ぜさせなどするに、（後略）（全集2　内侍のかみ　229頁8行目）

25　「仲忠、内戚にも外戚にも、女といふ者なむ乏しく侍る。（後略）」と奏す。（全集2内侍のかみ　230頁11行目）

用例17の話し手も大将仲忠で、聞き手は帝である。仲忠は故大臣千蔭の歌集を発見したことを帝に伝える。この場面で、仲忠が聞き手である帝を政務を司る最上位の人物と意識していることは、「舞踏したまひ、上りて候ひたまふ」（全集2　435頁6行目）などといった表現から、明らかである。

用例18も、用例17と同じ場面での、「奏す」の使われ方である。

次に、行為の主体を仲忠とする「申す」の例についてみていく。

用例19の話し手は帝で、聞き手は仲忠である。帝にとって、ここでの宰相中将仲忠は上達部で政務を司る人物という意識ではなく、私的なことを会話しながら碁を楽しむ相手として捉えていたために、ここで「申す」は使われたとみたい。この帝と仲忠の賭碁の場面での、帝の気持ちを検討してみたい。帝は、賭碁に勝ったことに、「興ありと思して」（全集2　225頁15行目）としている。賭碁で勝ったことを利用して、仲忠の母に琴を弾かせたいと策略をめぐらしているからである。帝の気持ちは、「上うち笑はせたまひて」（全集2　227頁3行目）とあるように上機嫌である。「仲忠の母に、年ごろいかでかと御心に思しわたり、むかしより聞こしめしかけて、いかでとのみ思ほしけれど、よにも聞こえざりければ、くちをしく思ほしけることの、かく今世の中にありと聞こえ、ただ今の労者、かたち人の二、三の者のうちに入るを、これがついでにのたまひ寄らむと思して」（全集2　229頁12行目）とあるように、帝はこれを機会に、かねてから恋い慕っていた仲忠の母に言い寄ろうとも画策するのである。このように、この場面における帝は、恋い慕ってきた女性に言い寄ろうという画策を胸に秘めながら、上機嫌のうちに、自分の望みを仲忠に要求している。要求する内容は、仲忠やその母の琴の演奏を聞きた

い、意中の女性を得たいという、いわば私的なものである。したがって、宮中で政務を司る人物として、公的な命令を下したというよりは、聞き手の仲忠に対しての、親しさを前面に押し出した私的な交渉であるといえる。このような状況から、ここでは「申す」が使われているとみたい。

　用例20の話し手は帝で、聞き手は仲忠の母である。この場面は、先の用例19の場面の続きである。母に演奏させよという帝の要求をしぶしぶながら受け入れた仲忠は、母とともに参内する。帝は、仲忠の母に琴を演奏するよう迫るが、仲忠の母は応じようとしない。この場面では、「上おはしまして、仁寿殿の南の廂の御座よそへつる西の方に、御屏風、御几帳など立てさせたまひて、『上達部、しばしあなたに』とて、東の方に渡して、そこにおはす」（全集2　241頁1行目）「上出でおはしまして、みな人出ださせたまふ。大殿油消たせたまふ。」（全集2　242頁4行目）とあるように、帝は仲忠の母を迎え入れるために、私的な場所をしつらえる。このような場所で交わされる帝と仲忠の会話は、自ずと私的な会話であるということになろう。

　以上、仲忠を行為の主体とし、帝を行為の対象とする「奏す」と「申す」の使われ方についてみてきた。この場合でもやはり、話し手が聞き手を上達部であり政務を司る人物であると、明確に意識し、会話を丁重に進めるときには「奏す」が使われ、話し手が聞き手を身内のように親しく捉え、私的な内容の会話を進めていくときには「申す」が使われるという特徴は、みてとることができた。

（4）行為の主体が特定できない場合

　次に、具体的な人物が特定できない殿上人が行為の主体で、帝が「行為の対象」の例をみていく。

【「奏す」の例】

26　左のおとど、「今朝うちにも参りて、今までさぶらひつるを、ある人の、かく近衛、馬寮、諸卿つどはれたりと奏しつれば、上おどろかせたまひて、『蔵人参りたまふべきに、垣下に参れ』と仰せられつれば」（全集1　祭の使　455頁15行目）

27　上、「そや、さることぞや。いとゆかしけれ。たれかれもしか奏せしかど、いかでかはかしこまではものせむ。（後略）」（全集1　吹上下　514頁10行目）

28　（仲忠）「おほかたにては静かならず侍れば、少し離れて、高きさまなる物建てさせはべるを、しかことごとしく、人の奏するにや侍らむ。」（全集3　楼の上上　465頁

9行目)

【「申す」の例】

29 「あやしくこの世にめづらしき所ありと、これかれ申ししかば、見たまへむとてものせしを、この涼が侍る所になむ侍りける。」(全集1　吹上下　527頁15行目)

30 「世をまつりごち馴れたまへる御王位だに、臣下の諸口と申すことは、え否びたまはぬことなり。」(全集3　国譲中　176頁5行目)

31 (左大臣・正頼)「時に臨みて、あるまじなど人申さば、いかが侍るべからむ」(全集3　楼の上下　571頁6行目)

用例26の行為の主体は、用例中に「ある人の」とあるように、特定できない。ただ、宮中に伺候する臣下であることは想像できる。行為の対象は、帝である。この例の話し手は左大臣季明で、聞き手は左大将正頼である。左大臣季明は、帝の命令で蔵人とともに、左大将正頼邸に遣わされた人物である。「左のおとど、『さらに何か』とて上り着きたまひぬ」(全集1　455頁13行目)とあるように、話し手と聞き手の身分的な関係が明らかに示されている。左大臣季明は、左大将を上達部であり政務を司る人物と考え、そして、この場面では、そのことを意識しなければならないと考えて、このような態度を取ったのである。したがって、この場面の会話は、公的性を帯びており、「奏す」はそれとの関連から使われたとみることができる。

用例27の行為の主体は「たれかれも」とあり、特定できない。伝達内容は、紀の国が、行幸に適したところであるということである。話し手は帝で、聞き手は蔵人仲頼である。宮中での花の宴での会話である。「上達部、親王たち、残りなく参りたまひて御遊びしたまふ」(全集1　513頁2行目)とあるような雰囲気のなかでの会話である。したがって、話し手である帝は、聞き手である蔵人仲頼を、政務を司る人物であると意識して、会話しているということができる。「奏す」は、公的な行為を表わす言葉だと意識されて使われたとみたい。

用例28の行為の主体は、ただ「人の奏するにや」とあるだけで、人物を特定できない。「奏する」とあるからには、宮中で政務を司る帝の臣下であろう。伝達内容は、仲忠が建てた楼がすばらしいことである。話し手は右大将仲忠で、聞き手は嵯峨院である。話し手である仲忠は、院を政務を司る人物と意識して、この場面での会話に臨んでいる。仲忠は、「嵯峨の院の蔵人、御使にて、御車のもとに寄りて、

『殿に参りて侍りつれど、院になむおはしますと侍りつれば、必ず参りたまふべき』と聞こゆれば、やがて参りたまふ」（全集3　462頁12行目）とあるように、院の要請により、院の御所を訪れたのである。「月ごろ待ちかねてなむ」（全集3　463頁1行目）という院の言葉や、「しばしばも候ひぬべきを、公私と、え避らぬことどもに明け暮らし、暇候はずしてなむ」（全集3　464頁1行目）の仲忠の言葉に見られるように、院と仲忠とは頻繁に会って親しく言葉を交わすという間柄に無いということが分かる。この場面では、仲忠は院に対して、政務を司る人物として意識していた。そのために「奏す」という公的な言葉が使われたのであろう。

次に、行為の対象が特定できない「申す」の例をみていく。

用例29では、ただ「これかれ」とあって、行為の主体が特定できない。話し手は院で、聞き手は帝である。場面は、帝が主催する神泉苑での紅葉の賀である。院と帝との会話であるが、この場面で、院が帝をどのように意識していたか判断するのは難しい。帝は、政務を司る最高の為政者であるということを意識すれば、公的な会話ということになる。ただし、院と帝は、親子の関係だという面を重視すれば、私的な会話ということになる。この場面、「世の中の物の上手ども、みな参り集まりて、文人も選ばれたる限り参る」（全集1　527頁13行目）とあるように、周囲には政務を司る上達部も多く集まっている。彼らがいるなかで、公然と院が帝に話したのなら、公的な会話ということになろう。しかし、ここでは、「帝御物語のついでに」（全集1　527頁14行目）とあり、院と帝との二人だけの私的な会話のようにみえる。院が「琴、仕うまつらすべし」（全集1　528頁13行目）と帝に言ったのに対し、帝は、「『ここにかうなどにも仕うまつらず、仲頼、行政ら手惜しまぬ夜なるを、仲忠しもいたづらにさぶらふまじきものなり』と、院なむ仰せらるる」（全集1　528頁15行目）と、仲忠を呼び寄せて、院の言葉を仲忠に伝えている。このことから察すると、院と帝は、上達部からは離れた位置にいて、親子だけで私的な会話をしていると見ることが出来る。だとするならば、「申す」は、院のわが子に対する親しい意識から、使われたと見ることができる。

用例30も、「臣下の」とあるだけで、行為の主体は特定できない。行為の対象は、帝である。話し手は左大臣正頼で、聞き手は正頼の妻大宮である。この他に、正頼の長男、左衛門督忠澄や正頼の娘あて宮もこの場にいる。場所は、左大臣正頼の私邸である。正頼の娘であるあて宮が産んだ若

宮が東宮となるか、梨壷が産んだ若宮、あるいはその他の宮が東宮となるかを心配している妻大宮に対して、左大臣正頼が発した言葉である。ここでの話し手と聞き手の関係は、夫婦である。したがって、ここでの会話は、私邸で交わされた、一族のいる中での夫婦間での私的な会話である。「聞こしめしたる気色。ゆめ人々に見えたまふな」（全集3 175頁8行目）とあるように、ここでの会話は、正頼の一族だけでの内容であって、外に漏らすことができないのである。

用例31の話し手は左大臣正頼であり、聞き手は正頼の子あて宮である。会話が交わされた場所は、宮中である。あて宮は、親である正頼に、宮中を退出し、尚侍と犬宮の琴の演奏を聞きに行きたいと訴えるが、正頼は、「いざ行動を起こす直前になって、后の勝手な退出は不都合なことだと臣下から帝への訴えがあったら大きな問題になる」と、帝の許可を得るようにあて宮を説得する。話し手である正頼とあて宮は親子の関係である。ここで、正頼は、親としての意識で、あて宮と私的な会話を交わしているとみることができる。会話が交わされた場所も、「『これればかりは、天下にのたまふとも、聞かではえあらじ』とのたまふ折に、宮渡らせたまへり」（全集3 571頁8行目）とあるように、宮中ではありながら、天皇の面前ではない。この場面では、左大臣正頼は、左大臣としての意識ではなく、ただ親としての意識で、娘のあて宮に苦言を述べたと考えられる。

以上、行為の主体を特定できない例について「奏す」と「申す」を見てきた。その結果、ここでもやはり、話し手が聞き手を政務を司る人物と明確に意識し、政務の一環として公的な会話を丁重に進めるときには「奏す」が使われ、話し手が聞き手を身内のように捉え、親しさを込めて会話を私的に進めるときには「申す」が使われるという特徴は、みてとることができる。

二 「行為の対象」を東宮とする「奏す」

「奏す」の行為の対象が東宮になる例は、『宇津保物語』に限って見られる。ここでは、東宮を行為の対象とする例について取り上げ、帝や院を対象とする「奏す」と比較する。

なお、『宇津保物語』以外の作品では、東宮に対しては「啓す」が使われるのが一般的である。『宇津保物語』でも、「啓す」を東宮に対して使った例も存する。しかし、先にも述べたように、『宇津保物語』において、「啓す」は院に対して使われるのが優勢である。

このような状況から、『宇津保物語』において、東宮に対して使われた「奏す」を考えるとき、『宇津保物語』の「啓す」の使われ方もあわせて考察していく必要があろう。この「啓す」の意味や用法については、紙面の都合上、続稿にて述べることとする。ここでは、『宇津保物語』で東宮に対して使われた「奏す」の例を示し、帝や院に対して使われた「奏す」と比較するにとどめることにする。

32　かくて、夜深くなりて、東宮、御あそびなどしたまふついでに、「ここにものせらるる中に、こともなき娘、たれ多くものせらるらむ。賭物にして、娘くらべなどせられよや」（中略）源中納言奏したまふ。「左大将の朝臣こそ女子あまた持たまひてはべるなれ。あやしき娘の苑にこそあれ。天の下の人、集へられ果てぬ、と見たまふれど、なほまた多く侍なり。」（全集2　菊の宴　19頁5行目）

33　「何か、そは。罪あらば、奏せさすばかりにこそはあなれ。な思しわづらひそ」。大将、「さらば。仰せ言に従はむ」など奏したまふを、そこばくの人、肝心を砕きて思ほす中に、源宰相、青くなり赤くなり、魂もなき気色にて候ふを、左のおとど見やりたまひて、いと悲し、と見やりたまへり。全集2　菊の宴　22頁7行目）

34　大将、「うたて。遊びのやうに申さるるかな。なほ見はべるに、いとかしこく見えたまふ君なり。かの侍る所に住みたまひし時は、近く侍りしことなり、いと恐ろしく侍りし」と聞こえたまへば、后の宮、「さる者しもぞ、神仏は欲しうしたまひしかな」とのたまへば、おとどたち、「よきこと聞きはべれど、えなむ、この中には定めはべらぬ。なほ申しつるやうに奏せさせたまへ」とて、みなまかでたまひぬ。（全集3　国譲下　259頁9行目）

32の例は、地の文の例である。行為の主体は源中納言で、行為の対象は東宮である。この場面は、残菊の宴で東宮が賭物にして、娘比べをするというところである。源中納言は東宮に、左大将正頼には娘が多く、そのうち何人かは、天下の優れた人物を婿にしているが、まだ残っている中にもよい娘がいることを進言する。

　行為の主体である源中納言が誰であるかということについては判然としない。当該箇所に付せられた頭注（『新編日本古典文学全集』「うつほ物語2」19）によれば、「源文正」と推定する。さらに、「嵯峨の院」巻（『新編日本古典文学全集』1　323頁）の「源中納言」も、頭注では、源文正と

推定する。「嵯峨の院」での源中納言の登場場面は、以下に示すように、用例1の「菊の宴」と内容が重なる部分である。したがって、「嵯峨の院」「菊の宴」に登場する源中納言は、同一人物とみてよい。

こと静まりて、これかれ御物語のついでに、東宮、「今日ここにものしたまふ人々の中に、こともなき娘、たれ持たうびたらむ」（中略）源中納言、「左大将の朝臣こそ、女子あまた持たうびてはべるなれ。これかれ優にてなむ、集ひてさぶらふなる。さて今一人二人は、こともなくてものせらるなる」（全集1　嵯峨の院　323頁10行目）

さて、「嵯峨の院」「菊の宴」ともに、源中納言は、「今日ここにものしたまふ人々の中に、こともなき娘、たれ持たうびたらむ」という東宮の質問に答えたものである。会話がかわされた場所は東宮御所で、菊の宴に上達部らが集まって、詩作などをしている。絵指示の部分には、「東宮おはします。御前に、上達部、親王たち、兵部卿の親王、左のおとど、右大将、中納言二ところ、源宰相。大庄子立てて、涼、仲忠、仲頼、行政、大将殿の君だちをはじめにて、四位、五位、古き進士、ただ今の秀才藤英など。」（全集2　22頁13行目）とあり、この、「中納言二ところ」が平中納言平正明と源中納言にあたる。東宮の御前に、これらの人々が集まって、菊の宴が催されるなか、先の源中納言の発言があった。東宮の御前であり、多くの上達部らが集まったところでの発言であるから、行為の対象が東宮であることを除いては、公的な行為を示す「奏す」が使われていて問題はない。

源中納言とはどのような人物か、さらに、「内侍のかみ」を該当箇所を確認する。

「中納言中宮大夫従三位源朝臣文正」と書きつけてなど、心々に御名して下りぬ。かくてこの歌、
　松風のむかしの声に聞こゆるは八十鳥よりや吹き伝ふらむ（全集2　内侍のかみ　260頁7行目）

俊蔭娘を尚侍にすることを書いた文書に、臣下達が署名する場面である。このなかに、「中納言中宮大夫源文正」も名を連ねている。『新編日本文学全集』の頭注では、この源文正を、「嵯峨の院」「菊の宴」の源中納言にあたるとしている。筆者も、「中納言二ところ」とは、平中納言正明と源

中納言文正として問題はないと考える。なお、中納言文正の系図上の位置について、また、どのような人物なのかということについては、不明である。先の「奏す」の例で、行為の主体である源中納言の発言に、取り立てて、他の人物と異なる特性は見いだしがたい。よって、行為の主体という点では、東宮を対象とする「奏す」の用法との関わりは見出すことができない。

伝達内容の面からみると、当該個所の源中納言の発言は、東宮の「ここにものせらるる中に、こともなき娘、たれ多くものせらるらむ」という質問に答えたものである。東宮は、正頼の娘であるあて宮に懸想し、すでに度々文を出している。東宮は、あて宮を、みずからの女御として入内させたいと考えている。源中納言の、「左大将の朝臣こそ女子あまた持たまひてはべるなれ」という答えは、東宮の期待どおりのものであったはずである。実際、その後、東宮と臣下達の会話は、あて宮のことに終始し、東宮は、折よく参内した正頼からあて宮入内の承諾を得るのである。このようにみると、源中納言の発言は、東宮の質問に無意識に答えたのではなく、政治上、重要な話題であることを意識した発言であり、この点で公的であったといえる。

さて、話は、用例33の場面へと展開するので、まずは、それを見ておきたい。

用例33の話し手は左大将正頼で、聞き手は東宮である。正頼の第九の娘あて宮の入内を願う東宮に対して、あて宮は源涼と結婚させよという帝との約束に違うことになると言うが、東宮は、帝からの処罰は覚悟の上であるから、ぜひあて宮を東宮女御としたいと言う。これに対して、左大将正頼は、「さらば。仰せ言に従はむ」と、東宮に「奏したまふ」のである。用例2の場面も、用例1と同じく、東宮主催の菊の宴で、上達部たちが東宮の面前に集っているなかでの発言である。伝達内容も、東宮に、娘を入内させることを正式に承諾したのであるから、公的性は十分に認められる。

用例32も用例33も、伝達内容に公的性が認められることから、「奏す」が使われてよいのであるが、ただ、行為の対象が帝ではなく東宮であることだけが、他の作品とは異なるという点で問題となる。

これについては、東宮に対して使われた「啓す」とあわせて考える必要があり、詳しくは続稿で述べたいが、拙稿の筆者は、『宇津保物語』以外の作品で、「奏す」における行為の対象が、帝や院に限定されるのは、「奏す」の本義として、もともと対象を帝と院に限定するような定義付けが

なされているわけではなく、「奏す」の本義に基づいた運用上の結果であると考える。すなわち、「奏す」の本義は、政治における決定権者に対して、政務上の公式な行為として「話す」という動作を行うということであると考えている。政治における決定権者とは、一般的には帝を指すが、政治的な決定権が存すると認められれば、院も東宮も対象とすることができたものと考える。特に、帝の位の継承に関わる決定は、政治上最も重要なことであったはずである。この決定を行い得る人物は、政治における決定権者として、帝に限らず、院であっても東宮であっても、「奏す」の対象となり得たのではなかろうか。こう考えれば、『宇津保物語』の「奏す」の使われ方を、誤用や不審として片づけてしまうことはできないと考える。

先の用例32と用例33についていえば、ここでの東宮は、女御として入内させる人物を、臣下に諮っていると考えられる。東宮の女御となれば、その子が男子ならば、やがて東宮、さらには帝となる可能性もある。東宮は、「何か、そは。罪あらば、奏せさすばかりにこそあなれ」(菊の宴22頁7行目)とあるように、たとえ帝の意に反してでも、自らの意思を通そうとしている。『宇津保物語』の作者は、そのような強い意志を持ち、実際に行動する東宮を、政治における最終決定権者と見なしたのではなかろうか。

用例34は会話文で使用された例である。話し手は、太政大臣忠雅や右大臣兼雅や右大将仲忠であり、聞き手は后の宮である。后の宮は朱雀院の中宮で、太政大臣忠雅の妹にあたり、右大臣兼雅は太政大臣忠雅の兄にあたる。そして、右大将仲忠は右大臣兼雅の子である。帝が譲位し、東宮が帝となった後、次の東宮が誰になるかということが、臣下達の関心事である。次の東宮候補としては、源氏すなわち正頼の子のあて宮が産んだ若宮と、藤原氏すなわち兼雅の子の梨壷が産んだ若宮がいる。藤原一族の后の宮は同族の梨壷が産んだ皇子が東宮に立つように画策し、同族の大臣や大将に支援するよう相談するが、后の宮の訴えは聞き入れられない。

さて、ここで、用例34の、話し手の聞き手に対する意識について考えたい。話し手である忠雅や兼雅や仲忠と、聞き手の后の宮は、身内である。したがって、話し手は、本来、聞き手に対して、親しみを込め、会話も私的なものであるはずである。しかし、ここでは、后の宮は、東宮に奏上できる位の身内を集め、梨壷の子を次の東宮に立てるよう、協力して、東宮に進言せよと要求する。話し手たちは、「なほ申しつるやうに奏せさせたまへ」とあるように、后の

上を、身内としてではなく、政務を司る立場にいる人物として遇している。したがって、ここでは、話し手が聞き手に対して、政務を司る人物であると明確に意識し、政務の一環として会話を丁重に進めたいと考えた結果、「奏す」を用いたと考えられる。この場面の話し手たちは、「よきこと聞きはべれど、えなむ、この中には定めはべらぬ」とあるように、極めて慎重な受け答えをしており、身内同士の私的な会話といえるような性質のものではない。ただ、ここで一つ付け加えておきたいことは、その後のことである。后の宮は、わが子である東宮を呼び出し、梨壷を推していることを告げ、東宮を怒らせる。その場面での后の宮の東宮に対する行為は、全て「聞こゆ」で表現されていて、「奏す」という語は使われていない。后の宮が東宮に話した行為は、忠雅たちが后の宮に進言した「申しつるやうに奏せさせたまへ」には当たらないからであろう。后の宮は、親として子に進言した程度のものであり、「奏す」によって言い表されるような、公的な行為とはいえないものであったのであろう。公的な行為とは、政務として、東宮を眼前にして、また、周囲にしかるべき上達部がいるなかで、行われる行為のことを言う。話し手である忠雅らは、「奏す」という語を使うことによって、立坊に関わる内容の会話が、同族間の私的な会話だけで済まされるものではなく、政務上の公的な行為として、公の場で東宮に進言すべきであると述べているのである。結局、后の宮から東宮への、「奏す」という行為は、行われなかったとみるべきである。

このように、「申す」ではなく、「奏す」が使われた理由については、帝や院を対象とする「奏す」と同じように説明できる。しかし、東宮を対象にするにも拘わらず、なぜ「奏す」なのかということについては問題として残ったままである。拙稿の筆者は、ここでも、「奏す」が使われた理由は、先の用例1や用例2と同じように、話し手が、東宮を政治における最終決定権者とみなしているからだと考える。東宮の決定は、将来の帝候補を決めるということであるから、政治的に最も重要な案件である。これを、「御国譲りのこと、この月になりぬるを、のたまふやうは、『同じ日、東宮も定めさせむ』となむあめる」(全集3 251頁12行目)とあるように、次の東宮については、帝はその決定権を今の東宮に与えている。したがって、立坊については、東宮が最終決定権者であるというのが、ここでの話し手たちが共通に理解するところであったはずである。このことが、東宮に対するにもかかわらず「奏す」を使っている理由ではないかと考える。

以上、東宮を「行為の対象」にした「奏す」の例について、用例を挙げて、他の作品ならば「啓す」が使われるはずのところを、『宇津保物語』では「奏す」が使われた理由について述べてきた。用例32、用例33、用例34は、いずれも、東宮の女御の入内や、東宮の子の立坊といった、将来の帝が誰になるかということと直接かかわる、極めて政治色の強い内容である。極めて政治色の強い内容であると同時に、東宮の専権事項である。私は、「奏す」の本義は、「帝や院に申し上げる」ということではなく、「政務に関して最終の決定権を持った人物に、公的な行為として申し上げる」ということであるとみたい。そう考えるならば、『宇津保物語』で、東宮に対して「奏す」が使われた理由は、東宮を政務に関して最終の決定権を持った人物とみなされていたからだということになる。

ただし、こう考えると、検討しなければならない、いくつかの点が残る。その一つは、『宇津保物語』で、東宮に使われた「啓す」があることをどう考えるかということである。「奏す」の本義を、「政務に関して最終の決定権を持った人物に、公的な行為として申し上げる」とするならば、「啓す」の行為の対象はどのような人物とみればよいのであろうか。東宮でも、「奏す」が使われる場合と「啓す」が使われる場合があるとなると、「帝や院といった最高権力者、もしくはその経験者」を対象とする場合に「奏す」が使われ、「東宮や三宮といった、最高権力者もしくはその経験者の后や最高権力者として予定されている人物」を対象とする場合に「啓す」が使われるという一元的な説明はできない。東宮という人物を、「奏す」を使う場合と「啓す」を使う場合に分けて、それぞれどう捉えているかということが問題となり、そのうえで、「啓す」の本義を考えなければならない。院に対して「奏す」も「啓す」も使われると言うのも、その点から説明されなければならない。検討すべきその二は、『宇津保物語』の「奏す」「啓す」の使われ方が複雑であるのに、なぜ、他の作品では、「奏す」「啓す」の使われ方が整然としているのかということである。時代が下り、「奏す」「啓す」の意味が変化したのか、院や東宮の政治的役割が変化したのか、あるいは他の作品であっても『宇津保物語』の「奏す」や「啓す」と同じように説明できるのか、など、様々な考え方が検討されなければならない。これら多くの疑問がまだ残っているが、このことについては、紙面の都合上、続稿で考察することとしたい。

まとめ

本稿では、『宇津保物語』の「奏す」という語を対象に、まずは、「申す」との比較をとおして、その意味について考察した。その結果、特に、会話文で「奏す」が使われる場合には、話し手が聞き手をどのように意識しているかということが、「奏す」と「申す」を使い分ける要因であることを述べた。さらに、『宇津保物語』では、他の作品とは違い、東宮を対象に「奏す」が使われることの理由について、考えた。

本稿での結論を、箇条書きで示すと次のようにまとめられる。

1 「奏す」の本義は、「政務に関して最終の決定権を持った人物に、公的な行為として申し上げる」である。ここでいう、公的な行為とは、帝や院、さらには東宮を眼前にして、また、周囲にしかるべき上達部がいるなかで、行われる政務としての行為のことを言う。したがって、「奏す」という行為は、おのずと行為者が蔵人などに限定され、場所もおのずと公的な場に限定される。

2 「申す」も帝や院を対象とすることができるが、会話文に使用された例では、話し手が聞き手を身内もしくは身内同前として意識し、親しい感情を伴った、私的な会話で使われる。一方、「奏す」が会話文で使用された例では、話し手が聞き手を政務を司る人物と意識し、政務の一環として会話を丁重にしようとするときに「奏す」が使われる。

3 『宇津保物語』において、東宮を対象にして「奏す」が使われるのは、東宮を政務に関して最終の決定権を持った人物として捉えているからである。

先にも述べたように、多くの国語辞書が記しているように、「奏す」の意味を、「帝や院に申し上げる」とし、「啓す」の意味を、「東宮や三后に申し上げる」として、「奏す」と「啓す」の対象に整然とした住み分けを行うならば、『宇津保物語』の「奏す」「啓す」は、不審な例として排除されるしかない。しかし、『宇津保物語』の「奏す」の意味用法を、先のように結論付けるならば、「奏す」と「啓す」の意味について、それぞれ、今までとは別の説明をしなければならなくなろう。

本稿では、『宇津保物語』の「奏す」を中心に私見を述べた。『宇津保物語』の敬語は、他の作品から見れば、「奏す」「啓す」も含め、整然としておらず、問題視されることが多

い。その点、「奏す」「啓す」を絶対敬語とは呼べない状況にある。本稿の標題も、あえて特殊用法という用語を用いたが、実は整然とせず、矛盾も多いように見える『宇津保物語』の「奏す」「啓す」の使われ方こそが、本来の姿を示していえるとも考えられるのである。

注

(1) 日本国語大辞典第二版編集委員会　小学館国語辞典編集部編　小学館　二〇〇一年

(2) 中村幸雄　岡見正雄　阪倉篤義　編　角川書店　一九八二年

(3) 松村明　山口明穂　和田利政　編　旺文社　一九八八年

(4) 大野晋　佐竹昭広　前田金五郎　編　岩波書店　一九九〇年

(5) 小学館　中田祝夫　和田利政　北原保雄　編　一九八九年

(6) 拙稿「漢語サ変動詞「奏ス」の意味用法—行為の対象として「天皇」「院」をとらない例の出現傾向とその用法—」(広島女学院大学日本文学　第15号　平成17年12月)

(7) 江川義人「源氏物語の敬語—『奏す』『啓す』—」(『国学院高等学校紀要』　一九八四年)

(8) 中野幸一　校注・訳　小学館　第一刷　二〇〇二年